

転校生等に係る児童生徒及び教職員等の自宅待機について（改訂）

1 基本的な考え方

5月14日に発表された国の緊急事態宣言解除に伴う県知事のメッセージを踏まえ、今後、本市では感染症のまん延防止のために、特別警戒都道府県（8都道府県）の移動等を対象にしばらくの間、以下の①～④の状況があった場合は、次のように対応する。

- ① 児童生徒が特別警戒都道府県から転校してきた場合
- ② 児童生徒が特別警戒都道府県へ旅行した場合
- ③ 児童生徒の保護者や同居者等が特別警戒都道府県へ旅行や出張等で行き來した場合
※ 生活の維持のために必要な業務に従事している保護者等（物流従事者等）は除く
- ④ 特別警戒都道府県に在住している家族や友人等が本市児童生徒宅に宿泊した場合
※ 本県の感染者の発生状況を鑑み、④の場合については丁寧に説明し、協力を要請

特別警戒都道府県（8都道府県）
「東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、北海道、京都府」

当該児童生徒については、原則、2週間の自宅待機をお願いし、検温などの健康観察を依頼する。

2週間後に、当該児童生徒及び同居者の健康状態を確認し、異常がなければ登校できる。

- ※ 特別警戒都道府県に在住している家族や友人等が児童生徒宅に訪問（宿泊なし）した場合、当該児童生徒は、発熱などの風邪症状がなければ、登校できることとする。
- ※ 今後、感染症の拡大状況によっては、期間及び対応の変更もあり得る。

2 教職員等の取扱について（市費職員を含む）

- ・ 教職員等は不要不急の帰省など、他県、特に、特別警戒都道府県へ移動することを避けること。
- ・ 教職員等が、やむを得ず特別警戒都道府県に限らず他県へ移動しなければならない場合は、事前に校長に届けること。
- ・ 教職員等が、やむを得ず県外へ移動した場合は、帰鹿したことを直ちに校長に報告すること。なお、特別警戒都道府県へ移動した場合は、2週間自宅待機し、毎日の体温を含む健康状態を報告すること。

3 自宅待機中の児童生徒等の取扱の変更について（教職員、市費職員を含む）

- ・ 現在、自宅待機をしている児童生徒等のうち、今回の特別警戒都道府県（8都道府県）以外の移動による対応である場合は、5月18日（月）以降、登校できることとする。